

企画競争実施の公示

令和3年2月24日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曽川上流河川事務所長 高橋 裕輔

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度 単価契約木曽川上流鑑定評価業務

(2) 業務内容

木曽川上流河川事務所が用地取得等のために必要となる1. (4)に掲げる評価対象地域における評価依頼地の鑑定評価（意見等を含む。）及び鑑定評価書（意見書を含む。）の作成並びにこれらに付隨する諸業務。

本業務の施行に当たっては、「不動産鑑定評価基準」、「不動産鑑定評価基準運用上の留意事項」、「土地評価事務処理要領」、「鑑定評価業務仕様書」及びその他鑑定評価業務に関する各種規定等を遵守するものとする。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月18日まで

(4) 評価対象地域

依頼する業務の評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。

- ・岐阜市内の農地地域等
- ・各務原市内の農地地域等
- ・大垣市内の農地地域等
- ・美濃市内の農地地域等
- ・関市内の住宅地域、農地地域等
- ・瑞穂市内の農地地域等
- ・江南市内の農地地域、林地地域等
- ・稻沢市内の雑種地等
- ・養老郡内の住宅地域、農地地域等
- ・安八郡内の住宅地域、農地地域等
- ・揖斐郡内の農地地域等

2. 企画競争参加資格要件

(1) 参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和1・2・3年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加資格に関する公示」に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

- ④ 企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑤ 企画提案書の提出期限から見積決定日までの期間に、中部地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- ⑦ 配置予定業務責任者は、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- ⑧ 企画提案書の提出期限の日から見積の日までに、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りではない。
- ⑨ 配置予定業務責任者は、平成23年度以降（過去10年間）に完了した鑑定評価において1件以上の実績を有していること。
- ⑩ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑪ 不動産鑑定業者は、木曽川上流河川事務所管内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有さなければならない。

※木曽川上流河川事務所管内：岐阜県岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ケ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、可児郡御嵩町、愛知県一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町

- ⑫ 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注の1. (4)に掲げる評価対象地域内の土地を標準地とする補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る土地評価（標準地価格の算定等）業務を受注している者は、本業務に参加できない。

3. 特定するための評価基準

- (1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績
- (2) 評価対象地域内における鑑定評価の実績（意見書等を除く。）
 - ① 公共用地の取得に係る鑑定評価の実績
 - ② 一般鑑定評価の実績
 - ③ 公的鑑定評価の実績（公共用地の取得に係る鑑定評価を除く。）
 - ※ ②に該当する一般鑑定評価とは、民間による売買・交換する際の鑑定評価、担保評価、賃貸借する際の賃料・地代の評価、借地権・借家権・地役権・区分所有権等の鑑定評価をいう。
 - ※ ③に該当する公的鑑定評価とは、差押不動産、公売不動産、国税（路線価調査）及び固定資産税標準宅地の鑑定評価をいう。
- (3) 業務実施方針
 - ① 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向の把握について
 - ② 適正な鑑定評価を求めるために用いる鑑定手法について
 - ③ 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について
 - ④ 鑑定評価能力向上のための取り組みについて

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

(1) 担当部局

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1

国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所経理課契約指導係

電話：058-251-1322

FAX：058-251-4301

電子メール：cbr-keijyory@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和3年2月24日から令和3年3月17日まで

②交付場所：4. (1) に同じ

③交付方法：説明書の交付を希望する場合は、予め4. (1) の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和3年3月17日16時00分

②提出場所：4. (1) に同じ

③提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものとする。)すること

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(8) その他の詳細は説明書による。